

3つの年金があなたの一生をサポートします！

町民課 内線216

国民年金は、老後に備える老齢基礎年金だけでなく、病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また万が一ご本人が亡くなったときには、残された妻や子に遺族基礎年金が支給されます。障害基礎年金や遺族基礎年金を

受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡された月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

問い合わせ先

愛媛社会保険事務局宇和島事務所
☎22・5440代

1. 老齢基礎年金

平成19年度年金額 792,100円 (満額)

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年以上あることが必要です。

2. 障害基礎年金

平成19年度年金額 (定額) 990,100円 (1級)
792,100円 (2級)

国民年金加入中の病気やケガで障害等級表 (1級・2級) による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。(注)子の人数によって加算 (1人につき:227,900円、3人目以降:75,900円) があります。

3. 遺族基礎年金

平成19年度年金額 1,020,000円 (妻)

[基本額(定額):792,100円+子1人の加算額:227,900円]
国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。(注1)子は18歳到達年度の末日まで、又は障害のある場合は20歳まで支給されます。(注2)妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

消防団長辞令交付

総務課 内線234

4月2日、鬼北町消防団長の辞令交付式が役場本庁の町長室で行われ、新しい団長に池田道廣さん(清延)が任命されました。



鬼北町消防団長
池田 道廣さん

平成19年商業統計調査が始まります！

企画財政課 内線272

商業統計調査とは？

全国の卸売業・小売業を営む全ての事業所を対象に調査を行い、その販売活動や分布状況を把握し、商業の実態を明らかにすることを目的とした調査で、「商業の国勢調査」ともいわれています。

5月中旬から統計調査員が事業所にお伺いしますので、調査のご協力をお願いします。

名称変更・制度改正のお知らせ

地方自治法が改正され、平成19年4月1日から次のように変わりました。

「助役」は「副町長」に

これまでの助役の職務に加えて、より積極的に関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行うなど、権限が拡充されました。

「収入役」制度が廃止され

「会計管理者」を設置

鬼北町では、収入役を置かず、助役が収入役の事務を兼務していましたが、平成19年度からは新たに設置した会計管理者が収入役の事務を引き継ぐこととなりました。このことにより、納入済通知書の領収者名や町税等の受入口座名が「鬼北町助役」から「鬼北町会計管理者」に変わりましたので、お知らせします。

なお、鬼北町から購入代金などの口座振込の際に、通帳に記載される名称については、「鬼北町助役(キホクチョウジヨヤク)」から「鬼北町(キホクチョウ)」となります。